

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

(裏)

## 行政書士法(抜粋)

(立入検査)

- 第13条の22** 都道府県知事は、必要があると認めるときは、日没から日出までの時間を除き、当該吏員に行政書士又は行政書士法人の事務所に立ち入り、その業務に関する帳簿及び関係書類(これらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)を検査させることができる。
- 前項の場合においては、都道府県知事は、当該吏員にその身分を証明する証票を携帯させなければならない。
  - 当該吏員は、第1項の立入検査をする場合においては、その身分を証明する証票を関係者に呈示しなければならない。
  - 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 北海道告示第968号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。  
平成18年12月12日

北海道知事 高橋 はるみ

- 落札に係る物品等の名称及び数量  
原子力防災ネットワーク(緊急時連絡網)装置の賃貸借 一式(1月当たりの単価)
- 落札を決定した日  
平成18年10月25日

## 目 次

目 次	ページ
<b>規 則</b>	
○行政書士法施行細則の一部を改正する規則.....(市町村課)	21
<b>告 示</b>	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....(原子力安全対策課)	21
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出.....(農業支援課)	22
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....(治山課)	22
○道路の供用の開始.....(道路課)	22
○道路の区域の変更及び供用の開始.....(道路課)	22
<b>道監査委員公表</b>	
○監査公表第9号.....	23
<b>道警察本部告示</b>	
○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正(2件).....	23

## 規 則

行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成18年12月12日

北海道知事 高橋 はるみ

### 北海道規則第156号

行政書士法施行細則の一部を改正する規則

行政書士法施行細則(昭和26年北海道規則第64号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第13条第2項」を「第13条の22第2項」に改める。

第5条中「法第17条第1項」を「行政書士法施行規則(昭和26年総理府令第5号。以下「省令」という。)第17条の2第1項第5号」に改め、同条に次の1項を加える。  
2 省令第17条の2第2項第3号の知事の定める事項は、行政書士会への入会年月日及び法人番号とする。

別記第4号様式(表)中「第13条」を「第13条の22」に改め、同様式(裏)を次のように改める。

- 3 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏 名 扶桑電通株式会社
  - (2) 住 所 東京都中央区八重洲2丁目10番14号
- 4 落札金額  
321,400円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
平成18年9月8日付け北海道告示第748号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - (1) 名 称 北海道総務部危機対策局原子力安全対策課
  - (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第969号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新篠津土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成18年12月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成18.11.24	理 事	岡 泰 一	石狩郡新篠津村第47線北49番地
同	同	同	吉 野 敬 一	同 第40線北8番地
同	同	同	黒 壁 聡 同	同 第46線北35番地
同	同	同	南 部 正 博 同	同 第47線北56番地
同	同	同	市 村 和 義 同	同 第43線南20番地
同	同	同	吉 岡 実 同	同 第46線北2番地
同	同	同	松 本 一 美 同	同 第41線南8番地
同	同	同	飛 田 幸 喜 同	同 第38線南35番地
同	同	監 事	高 田 一 紀 同	同 第41線南7番地
同	同	同	東 出 勝 廣 同	同 第44線北14番地
退 任	同 18.11.23	理 事	岡 泰 一 同	同 第47線北49番地
同	同	同	南 部 正 博 同	同 第47線北56番地
同	同	同	吉 岡 実 同	同 第46線北2番地
同	同	同	黒 壁 聡 同	同 第46線北35番地
同	同	同	吉 野 敬 一 同	同 第40線北8番地
同	同	同	大 門 英 俊 同	同 第43線南6番地

- 同 同 同 加 藤 弘 同 第42線南14番地
- 同 同 同 中 川 順 三 同 第37線南38番地
- 同 同 監 事 成 瀬 強 同 第47線北74番地
- 同 同 同 高 田 一 紀 同 第41線南7番地

北海道告示第970号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成18年12月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 河東郡音更町字中音更西4線11の6・字中音更西5線11の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解 除 の 理 由 農道用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁産業振興部林務課及び音更町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第971号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年12月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 洞爺湖登別線	登別市上登別町48番1地先から 登別市上登別町48番2地先まで	平成18.12.12

北海道告示第972号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成18年12月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道

2 路線名	札幌夕張線				
3 道路の区域					
区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
夕張郡由仁町字山形924番1地先から		前	20.00mから	196.50m	
夕張郡由仁町字山形923番地先まで		前	57.50mまで		
		前	24.50mから	197.00m	
		前	58.00mまで		
		後	20.00mから	196.50m	
		後	57.50mまで		
		後	24.50mから	197.00m	
		後	58.00mまで		
		後	8.00mから	196.50m	
		後	57.50mまで		

### 道 監 査 委 員 公 表

#### 監査公表第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項の規定により行った平成18年度に係る随時監査の結果を次のとおり公表する。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類は、監査委員事務局総務課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

平成18年12月12日

北海道監査委員 高 橋 由紀雄  
 北海道監査委員 加 藤 唯 勝  
 北海道監査委員 宮 間 利 一  
 北海道監査委員 見 野 全

### 道 警 察 本 部 告 示

#### 北海道警察本部告示第180号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区(昭和43年北海道警察本部告示第23号)の一部を次のように改正し、平成18年12月13日から施行する。

平成18年12月12日

北海道警察本部長 樋 口 建 史

別表旭川方面稚内警察署の項中

「 鷺 泊 | 同 利尻富 | 「 鷺 泊 | 同 利尻富  
 | 士町鷺泊字港 | を | 士町鷺泊字栄 | に改める。  
 | 町202番地 | | 町156番地11 |

#### 北海道警察本部告示第181号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区(昭和43年北海道警察本部告示第23号)の一部を次のように改正し、平成18年12月16日から施行する。

平成18年12月12日

北海道警察本部長 樋 口 建 史

別表札幌方面余市警察署の項中

「 沢 町 | 同 沢町2 | 「 沢 町 | 同  
 | 丁目48番地 | を | 港町211番地 | に改める。  
 | | | 43 |

